

第五十一回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 志賀健次郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 小川 平二君

理事 辻 寛一君

理事 山中 日露史君

安藤 覺君

小沢 佐重喜君

佐藤 孝行君

高橋 禎一君

渡 徹郎君

畑 和君

山下 榮二君

出席政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

自治大臣 永山 忠則君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

検事長官 津田 寛君

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

四月十二日

委員青木正君、中野四郎君及び藤枝泉介君辞任につき、その補欠として渡徹郎君、鍛冶良作君及び安藤覺君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君及び鍛冶良作君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君及び中野四郎君が議長の名で委員に選任された。

四月七日

小選挙区制反対に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二六〇九号)

は本委員会に付託された。

四月八日

小選挙区制反対に関する陳情書(歌志内市議会議長桑谷政志)(第三三〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

公職選挙法改正に関する件

○志賀委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、逐次これを許します。島上善五郎君。

○島上委員 私は、公職選挙法改正問題に関連して、総理に若干の質問をしたいと思います。

国会解散の動きはだんだん盛り上がってきておるようであり、自民党の首脳者会議をやつて、年内に解散をしないとか、総理がどちらともとれるような発言をされておられますが、時間がありませんから、私はここまでは理由については申しませんけれども、三つの大きな理由からして年内解散は必至だ、こう私は判断しております。政治は生きものではない、何とも言われないといへば、その宝刀は総理の手に握つておるのですから、総理の胸三寸にあるとも言えるわけですから、もしかし、良識ある政治家として、むちゃくちゃに延ばすこともなからうし、むちゃくちゃに理由なく

解散することもなからうと思ひます。世論の動き、政治情勢の動きを正しく判断して解散をする、としますれば、私は年内解散必至だと思ひます。

そこで、これは選挙制度審議会の答申及びこの答申の扱いと重大な関係があるわけですから、私は、選挙制度審議会の答申がいかなる内容のものであるかは、ここでは決定的なことを申されたいことは知つておりますが、大体野党が賛成できないような答申になるおそれがあります。申すまでもなく、区制の改正というような大問題は、いわば与野党が公正に争うべきルールを大変更するのですから、野党がこぞって反対するような改正というものはなすべきではないと思ひます。永山自治大臣に先般質問をしましたが、永山自治大臣は、答申が出ましたならば、世論の動向をつぶさに見て、さらに野党ともよく相談をして、その取り扱いは慎重にしたい、こういう答弁をしておりました。私はそれは当然であらうと思ひます。解散問題と関連して、選挙制度審議会の答申について総理はどのように扱われるか、伺いたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 解散問題について、島上君は、年内必至と、かように言われますが、国民大多數は、島上君が總裁でなかつたことを喜んでおるだらう、かように私は思ひます。内閣総理大臣でなかつたことを非常に喜んでおるだらう、かように思ひます。私は総理をいたしまして、ただいまの問題、これは考えておりません。だから、このことを重ねて申し上げます。また、社会党の佐々木君にしても、片一方で、解散に追い込むと言ひながら、一方で、外遊を発表しておられます。これは、年内解散必至だ、そういう考え方で発表されたのでしうか、私はそうじゃないのだと思ひます。だから、いま言われるように、年内必至だと言われるけれども、さういふにはみんな考えていない、というのが私はほんとうじゃないかと思ひます。その程度にいたしまして、その次の問題ですが、

いま選挙制度審議会におきましてどんな答申が出てくるか、これは私は答申を待つておるのでございます。島上君も特別委員で、この審議会にも参加していらつしやる。また、そういう意味で十分意見も述べておられる。でありますから、この学識経験者、特別委員等の意見も、全体のおさまるようなところで答申が出されるものだ、私はかように考えておりまして、ただいま答申の出でくるのを待つ、こういう態度でございます。

○島上委員 それでは伺ひますが、選挙制度審議会の答申の内容いかんにもよることでありまして、けれども、次の総選挙、年内必至か年を越すかは別として、その長くないことはもう事実です。次の選挙は、新しい選挙区制を含む改正選挙制度によつて行なう考えがあるかどうかということとです。これはちやうどは、たとえば永山自治大臣の勇み足だと思ひますが、新聞で伝えられたことがあります。しかし、私は勝手にさういふようなことを言うべきではないと思ひます。選挙が近いとなれば、私のほうは、いま佐々木君が外遊を発表したから、年内解散に備えていないだらうとおっしゃられますが、私もやはり公認も入朝とおきまりましたし、いつにても立つの準備ありという体制ができ上がつておる。まあそれはそれとしまして、自民党も、伺ひますれば、着々と公認を進めていらつしやるという話です。そのやさきに、選挙区制の大変更を行なうということになれば、これは党内にもあるいは国民の間にも、混乱と申しますか、さういふ事態が起こるわけですから、私の意見ですけれども、目の前に解散、選挙が迫つたときに——目の前ではなくとも、もう少し前でもよろしいのですが、さういふときに、混乱を起すような、しかも野党がこぞって反対するやうな大改正というものは行なうべきでない。それよりも、むしろ他に、答申の中には、選挙、運動面に関する次の選挙においても改正必要であると

思われる部分、そうして与野党とも賛成する部分があるわけですが、そういう改正こそ、二つに分けてすみやかにすべきものではないでしょうか、こう考えますが、総理はどのようにお考えになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 たいだいま御審議をいたしたいしております選挙制度審議会、これはたいへん基本的な問題と取り組んでおられる。したがって、もう任期の切れた者も引き続いてやっていたくほが便宜だ、かように考えまして、二年引き続いて御審議を願っておるわけでありまして。その中には、たいだいま御指摘になりましたような区制の問題もあると思ひます。そういうことで政党本位の選挙のできるような、そういう制度にしたい、こういう意味でいろいろ検討しておられると思ひます。

またもう一つは、たいだいま御指摘になりました、一体いつの時期からこれを実施するんだ、この問題も答申の大事な中身をなすものだ、私はかように思ひます。またとにかく答申が出ておられませんか、おそろく審議会の方々は、実施の時期をあわせてたいだいまのような答申をなさるんじゃないだろうか、かように私は期待いたしております。

いずれにいたしましても、とにかく、これを実施するまでにはいろいろの手續も要することであり、たいだいま答申がありまして、それで直ちに政府の意思がきまる、こういうものではございせんし、御承知のように、それに基づいて政府が最終的な決断を下して、そうしてそれを国会で御審議願つて、その上でこれが実施になるわけであり、たいだいま言われまうように、島上君の、年内解散必至だ、こういうふうにお考えだと、たいだいまのお尋ねですが、間に合わないのじやございせんか。たいだいま申し上げますように、誤解は禁物ですから、誤解がないように願ひますが、私のほうは考えておりません。おりせんから、たいだいまのように答申を待つております。答申を待つと、おそろく一緒だろう、かように私は思ひますし、そしてその上で意見をまとめるのですか

ら、それが法案として成立するまでまだずいぶんかかるんだ、かように私は思ひますので、どうか、その答申がない今日、いろいろあれやこれやと考えられることけつこうでなければ、また先走らないように願ひたいと思ひますし、また、特別委員としてもそういう点では十分御発言なさるだろう、かように私は期待しております。

○島上委員 私は審議会の内情も多少は知つておりますが、まだ実施の期日の問題については全然触れておりません。これは、言うと言わずにかかわらず、解散問題とどうも関連するわけですね。そこで間に合わない。答申がまだ出ておりませんから。しかし、私は解散必至と見ておりますが、解散よりも答申のほうがかかるか早いと見ております。そして、あの答申の部分には、区制の部分と選挙運動の部分と両方あります。もちろんこれは区制と関係がありますけれども、しかし、区制のいかんにかかわらず運動面の改正を必要とする部分もあります。たとえばテレビの利用なども、この前、民社党、自民党、社会党三党で一人は話し合ひがついて改正できる寸前までいきました、が、ちよつとしたことでこれまた止つたけれども、テレビを三党で公営において利用するという問題や、あるいは、政党を中心とする選挙運動ですから、政党の政策宣伝のための言論、文書活動を大幅に自由化するというような問題は、選挙制度審議会の大勢でもあり、おそろく私は与野党一致する問題であると思ひます。次の選挙がいつ行なわれるにしましても、そういう次の選挙において改正必要であると考えられる部分、与野党が一致する部分の改正ならば、臨時国会のきわめて短い期間においても通過が可能だと思ひます。ですから、私は、そういう与野党一致する、次の選挙に必要な改正は、すみやかに、それこそ審議会の答申を尊重して出してほしいと思ひます。

それから区制の問題は、いま総理の答弁でも大體わかります。それでは何いいますが、この区制というのは、与野党争うルールの大変更ですから、選挙が行なわれた際に、選挙民にこの是非を問う

というお考えがあるかどうか。いままでは小選挙区制が自民党の持論のようにいわれましたけれども、私の承知しておる限りでは、選挙の際に国民に問うたこととはないと思ひます。この選挙区制の改正を次の総選挙の際に問う考えがあるかどうか、それから、いま言った、次の総選挙において必要な、与野党一致する改正をすみやかに出したい、なるお考えがあるかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 第一まだ私は解散という問題は考えておりません。たいだいまのように、解散する際にこれを国民に問うのかどうか、こういうようなお尋ね、これは私答えるわけにまいりません。誤解のないように願ひたい。私が考えておれば別ですけれども、考えておらないので、第一にその点御了承いただきたいと思ひます。

もう一つ申し上げたいのは、この選挙制度は、たいだいま言われるように、まことに重大な意義を持つもの、わが国の民主政治、このあり方から見ましても、まことに重大なものでございまして、したがって、たいだいま私が総理としての立場から、答申の出ない前にとかく批判をしない、たいへん慎重な態度をとつておることも、御了承いただけたらと思ひます。選挙制度がそれだけ大事なんだ、そういう意味で、これは審議会の方々の十分御自由な審議を願ひ、こういう意味で、一切影響させないよう、私も慎重にその態度を持しておるつもりであります。また、たいだいま申し上げますように、答申が出ました暁、政府の態度を決定する、これはまた慎重でなければならぬ。この点、初めから最後まで慎重で押し通しておりますが、これはことばだけではございせん、それだけの重大な意義を持つものだから、真剣にこれと取り組む、こういう意味で慎重でなければならぬ。この点も、ただ単に私が逃げたという立場でなしに、御了承いたしたいと思ひます。したがって、先ほど来もお尋ねがありますように、各党が賛成できる、そういうものでやれ、こういうようなお話がありました。これはもう各党が賛成できたものなら非常に扱いいいのであ

ります。答申も、これは各党一緒ですからということで、その答申を私は無視しようとは思ひません。そのまま扱いたいと思ひます。しかし私は、やはり政府がこういうことについての責任を持つて、そうして政府の責任において最終的には国会の意見を聞き御審議を受ける、こういう態度にならざるを得ない場合もあるだろうと、かように思ひます。だからこの慎重でなければならぬのだということを実は申し上げておるのであります。私は、この選挙制度そのものについて、事前に、答申のない前にとかく言うことも差し控えたいし、また、この答申が出ました後に、答申を尊重することとはもちろんでありますけれども、最終的に政府の責任においてそういうことが行なわれなければならないこと、これまた理の当然でございすから、そういう意味で十分慎重に政府はその態度をきめなければならぬ。各党が反対するというようなものを、それを強行するというような場合には、これはよほど政府の決断がなければならぬ、これはよろうと思ひます。政府も、そういう意味では、よほどその問題を検討しなければならぬ、これはもう当然であります。だから私は、そういう意味で、今日選挙制度審議会という審議を受ける問題、かように考えておりますので、その意味では、答申があるまで慎重でなければならぬし、答申があれば、答申を尊重するにしても、最終意思決定をする場合に非常な慎重な態度で取り組まなければならぬ、かように私は考えていたのだ、そういう点ではなお政府を鞭撻していただきた、また、そういう意味で助言も十分していただきた、かようにお願いいたします。

○島上委員 解散を考えてないという点ばかりですが、私は、考えていないのではなくて、この場所では言えない、こういうふうな受け取りです。考えていないのではなくて、考えているのです。この場所では言えない。しかし、たとえ解散をしなくとも、来年の十一月には任期が一ぱいですから。いままだ総理大臣から、任期一ぱいやる

という勇ましいことを聞いたこともないわけ
です。おそろくそのこともここではおっしゃらない
でしょう。言えないのですから。しかし、私は重
ねて申し上げますが、区制の改正という大きな問題
は、与野党十分意思の疎通をはかった上でなすべ
きものであらうと思います。そこで私は、その区
制の改正の前に選挙が行なわれるとみております
から、解散するしないにかかわらず、さうにみ
ておりますから、その際には、私も小選挙区
反対を国民に訴えるつもりです。あなた方は、小
選挙区賛成なら賛成、あるいは答申賛成なら賛成
ということも、当然、選挙の機会に国民に問うべ
きではなからうかと思うのですが、その点を重ね
てお伺いいたします。

○佐藤内閣総理大臣 まだどういふことになるの
ですか、そこまできめるといふのは、先走ってお
るように実は思います。私は、先ほど申し上げたよ
うに、解散は考えておられない。解散を考えた場合
に、いかに戦うかというのを各党はやるわけだ。
だから、解散を考えたなら、その次に、どういふ問
題が論点になるか、国民に訴えるか、こゝにい
うことになるわけだ。ただいまお尋ねがありま
したが、ちよつと答えるわけにいかないと思いま
す。

○島上委員 時間がないうことを言われてお
りますから、あと一、二点で結論にしますが、解
散は考えていない、考えているけれどもここでは
言えない、いずれにいたしまして、解散風が吹
いていることは事実です。この解散風が一たん吹
きますと、ちよつと坂の上から玉をころがすよう
なもので、だんだんスピードが早まるものです。
さういふものなんです。その証拠には、現に地方
の選挙区では選挙運動がかなり活発に動いており
ます。これは否定すべくありません。それで議
員の中でもいわれる浮き足が立つておるのです。
今度の国会が済みましたら、この事前運動がさら
に一段と猛烈になります。これは否定することは
できないのです。事前運動が一段と猛烈になる。
そこで私は、もしこのまま放置しておきましたら

ら、前回の昭和三十一年の選挙よりも、あるいは去
年の参議院の選挙よりも、さらに輪をかけて不正
腐敗の選挙運動になることを心配するわけです。

そこで、私がさき申しました一部法律改正もそ
のためには必要であるし、それよりもっと必要な
のは、現に動いておる方々から選挙運動、事前
運動、さういふものをいかに防止し、次の選
挙は前の選挙よりはきれいな選挙であつた、前の
選挙よりは金のかからない選挙であつた、さうい
ふふうにしななければならぬと思うのです。輪をか
けて悪い選挙になつたというよりは、だんだ
ん、徐々にではあるが選挙がよくなつてきた、選
挙制度審議会も熱心に議論しているし、それを尊
重しているし、だんだん選挙がよくなつた、さう
いう選挙にするために総理に伺いたいのです。

これは法律改正するといつても、実際上おおむ
ね現行法で行なわれることになるでしょう。さう
なる、次の選挙に臨む政党の姿勢が一番大事だ
と思うのです。去年の選挙で小林某と並んで二大
選挙違反といわれたその一人が、ほとりりのさめ
たところと自民党に復帰している、復帰させて
いる、さういふ姿勢、それから新憲知事選挙にお
けるあの目に余る状態、さういふものに対して自
民党がどういふ姿勢をもつて処理するかというこ
とは、国民が注目しておるところだと思つてい
ます。

新憲の選挙につきましても、法律的角度から
あらためて質問することになっておりますが、総
理に対して伺いたいのは、次の選挙をきれいによ
るために党の姿勢をただすという観点から、新憲
知事選挙のあの状態——不起訴になりましたけれ
ども、検事が言っておりますように、みんな二十
万円ずつ金をもつて、もつた人々は、これは選
挙に關係があるものと思つて、さう自白している
んですね。知事は、いままでの県政に対する協力の
謝礼だ、さう言っておりますが、これはどう考え
ても、常識的に、選挙に關係があると思つては当
然なんです。そして当事者もさう言っているん
です。さういふやうなことが不起訴になつたこ
と自体に非常に問題があると思つて、党の姿

勢を正さうという観点から、これに対して総理は
どのようにお考えですか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、選挙そのものは、わ
が国民政治の基本だ、かように思つております。
選挙が正しく行なわれないうち、民主政治そのもの
もどこへ行くかわからない、さういふことです。
民主政治を育成するといふことは、私ども戦後の
政治家にひとしく課せられた重大な課題、使命だ、
かように私は思つております。さういふ意味で、
この民主政治に便することには進めてまいりますが、
民主政治をそこなうやうな行為は、ひとり選挙の
公正ばかりでなく、何によらずその考え方を排除
していき、これは私の政治的な思想を貫いておる
のであります。したがって、そのうちでもた
だいまお尋ねになりましたように、選挙がきれい
な選挙でなければならぬ、また公正でなければ
ならない、さういふ意味から、しばしば、公明運
動をやる、明るい選挙、きれいな選挙、金のかか
らない選挙、あらゆる機会にこれを呼びかけてお
るわけがあります。しかし、このことは、この選
挙制度特別委員会等におきましてもしばしばその
論議がかわされておるが、いわゆる百年河清を待
つやうな感じのする問題でありまして、これを幾
ら声を大にして、これは言い過ぎだといふこと
は実はないやうであります。あらゆる機会に、い
ろいろくふうして、金のかからないやうな方法には、
もつと公営の選挙ができないかといふやうなこと
で、この委員会でもいろいろ御審議をいただいた
と思つております。また、さらに宣伝等につきましても、
最近のマスコミの使い方についてもいろいろお話
をしております。しかし、最後は、制度じやなく
て、やはり人そのもののものです。だから、その点
について十分の戒慎、考え方をしないと、われわ
れが期待するやうな方向にはなかなか持つていけ
ないと思つております。私は、総裁として、また総理と
して、さういふ立場でこの問題にほんとうに熱意
をもつて最善の努力を払う、さういふことでただ
いま取り組んでおるのであります。あるいは新憲
の知事のと始末等におきましても、その片りん

が出てゐるだらうと、御了解がいただきたいと思
いますし、また、私は、最近の地方自治のあり方
等におきましても、一番国民と遊離するそのもと
はこの政治の腐敗だ、かように思つておりますの
で、この意味では、特に注意を喚起し、その自肅
自省を願つておるやうな次第であります。私は、
このことが最も大事なことだ、かように思つて
います。これはひとり私どもの保守党ばかりではござい
ません。あらゆる党におきましてあらゆる問題が行
なわれておる、かように思つて、一切指弾を
受けない、明るい正しい選挙を実施することを心
から願つておるやうな次第でございます。

○島上委員 抽象的で、美辭麗句ばかり並べ
ておつて、私どもの期待するやうな具体的なことを
ちよつと答えてくだらない。これは党の姿勢とい
うものを国民に示すために具体的な措置が必要だ
と思つております。いま総理がおっしゃつたやうに、
制度そのものよりも人である、その人は、政治の
目的を持つて結果すれば政党になるわけですか
ら、人そのものといふことは、選挙の場合には、
政党そのものといふことになると思つてゐる。そ
の政党が、選挙に臨むに際して、きちんとした
あるいは峻厳な姿勢を、ことばではなしに具体的
な事実によつて示すといふことが必要だと思つ
てゐる。さうでなければ、私はかねがね言つてお
ります、政党的な姿勢と国民の協力と法律改正と、この
三者が必要である、それが相まつて選挙がきれい
になる、さう思つてゐる。

そこで、私はもう少し具体的に聞きますが、新
憲の知事選挙についても何とおつしやらない。
おそろく県金だと思つて、二十万円ずつも
らつたほうからは、選挙に關係があると思つて受
け取られるやうな出し方を、検事の談話でも、
容疑がないわけではない、容疑はある、白と
も黒ともつかない、灰色のやうな結論を出さる
を得なかつた、さういふ談話を発表しているわ
けですね。さういふ事件に対して、総裁として、
まことにけつこうであつたとは思ひにならぬだ
らうが、国民に対して、新憲県民に対して、言

べきことがあると思うんですがね。それをひとつ伺いたい。

時間がないから、あと一緒に言いますが、解散は早期であるか、おそくであるか、任期一ぱいであるかは別として、現に選挙運動が動いており、す。しかも芳しからぬ事例もたくさんあります。時間がありませんから申し上げませんが、観光バスを連ねて温泉に連れて行ってごちそうしている例がたぐさあります。そういう芳しからぬ選挙運動が動いている現状を、その不正腐敗を防止するためにどうするかということ、たとえば、公認候補を選ぶ際にどういう基準で選びますか。現にあなたの方の議員で、あるいは候補者で、本人が起訴されている人間がいるのですが、そういう人間は公認しませんとか、それから私どもは、總裁の耳に達しなかったかもしれないが、去年の参議院選挙で、各党でひとつこの参議院選挙をきれいに行なうために、最大公約数でもいいから、集まって相談して申し合わせをしようじゃないか、こういう提案をして、総理大臣は、予算委員会における高田富之君の質問には、けっこうなことだからとおっしゃいましたが、さて社会党が具体的にそれを提案しましたら、民社党と公明党と共産党はみな賛成しましたが、自民党さんだけはとうとう返事を下さらない。いま相談中相談中と言つて返事を下さらない。こういうことがあった。こういう選挙運動が現実動いている状況の中にあつて、たとえば国会で決議するというのも一つの方法でしようし、各党が集まって申し合わせをするということも一つの方法でしようし、その申し合わせに基づいて各党が下部に指令を出して、下部に十分警告を発するというのも一つの方法でしよう。いずれにしても、総理がここでことばでもってどんなに熱心に取り組んでいる、まじめに取り組んでいるとおっしゃられても、具体的にそれを行行動の上にあらず、党の活動の上にあらず措置がとられなければ、私は価値がないと思うのです。そういうような何か具体的な措置をお考えになつていかうか。いさぐやるか、秋になつてやるか、来月やるかは別とし

て、そういう措置をしませんと、とうとうとして観光バスを連ねて供給する競争がこれから激しくなりますよ。そういうことをお考えになつていか、この二つの点を伺つておきます。

○佐藤内閣総理大臣 たいだいま新潟の知事のいわゆる中元問題、これのお尋ねがございました。私はただいままでまだ法務大臣からも詳細な報告を聞いておりません。(新聞を読んだでしよう)と呼ぶ者あり)新聞は見出しだけを見た程度です。その中身は読んでいない。したがって、ただいまの処置についてとやかく私は言うだけの材料を持っておりません。ただ、塚田知事につきましては、塚田知事は、これが問題になつた後に、いわゆる選挙が済んだ後に、自分は責任をとつてやめる、かようなことを申しております。これはもう予定どおり、自分が公約した事項があるから、予算編成だけは自分の手でやるが、それから先は必ずやめるのだ、かように申しまして辞意を表明し、辞表を提出し、そうして今日すでに、かわりの選挙といひますか、知事選挙が始まろうとしておる。そういうように、これは知事自身が責任をとつたわけでありまして、したがって、先ほど私が簡単に触れたのでありますが、この塚田知事の問題についてわが自由民主党がどういふ態度をとつたか、この点を御了承いただきたい一言触れたつもりでございます。したがって、こういう点について、私は、そういう法律的责任の前には、やはり少なくとも道義的责任あるいは政治的責任を明らかにすべきじゃないか、こういう考え方をいたしております。また、小林章君の問題につきましても、これが難党をした、こういう状況でございまして、それがいまなお復讐はいたしておらない。松原君の場合は、これは選挙等のなから見まして、そこまで責任をとることはたいへん気の毒である、本人の関与しないことだ、かように私は思ひまして、これは復讐させたわけでありま。だから、それぞれの立場においてそれぞれの処置をとつたつもりであります。

また、今後の問題として、ただいま選挙があるわけじゃないけれども、公認の選定については特に厳正にしなければならぬ。前歴等も十分調べ、また、係争中のものについては、大体いまの憲法のもとでは、係争中のものは白だ、かような言い方をされておりますけれども、しかしこれらの点についても、私どもは、法律的责任の前に政治的あるいは道義的責任というよりな点からこの問題と取り組んで、公認をあまり自由奔放にしない、こういうことで臨むつもりでありますし、また、当選後におきましても、党籍不明確な者について入党等は、いままでのように簡単な入党はとらない、こういうように厳正にしたい、かように実は考えておるのであります。

とにかく、みずから姿勢を正す、そうしないと国民の期待に沿わない、かように私は思つております。ただ私非常に心配しておりますのは、ただいま選挙についての私の考え方は非常にきりきりいたしておりまして、ただいま選挙など考えておりません。むしろ、国民の一番問題にしておる生活の安定向上のためにほんとうに政治力を結集して取り組む、国民のための政治をする、こういうことでありたい、かように思つております。が、幾らこれを申ししても、いま言われるような点は私は否定はいたしません。しかし、これはおそろく、われわれの任期一ぱいといひまして、あとわずかに迫つておりますから、それを待たないでというふうな気持ちの一部にあるのだらう。それよりも、そういうことで浮いた考え方で政治家が取り組んでおりますと、国民の批判のほうがかい。国民自身が最終的には批判するのだ。自分たちの、国民のための政治をしてくれ、こういう代議士諸公なら、ほんとうに国民の期待に沿つておるのだから声援するけれども、どうも国民の政治とは真剣に取り組まないで、自分たちの地位を守ることにばかり狂奔しておる、こういうふうな立場だと、これは国民からも笑われ、国民からはそういう方は信を得ない、私はかように考えておりますので、賢明な国民を信頼して、ただいまの一部の浮いた考え方には私は賛

成しない。国民の厳正な批判が望ましい、かように思つております。

○志賀委員長 島上君、結論をお急ぎ願ひたいと思ひます。

○島上委員 私は納得もありませんし、まだ聞きたいこともありまして、お約束の時間もありますから、これで質疑を終わります。終わりますが、とにかく、たいへんりっぱなことをおっしゃるけれども、具体的な行動が伴わないといふことが私は非常に残念に思ふところだ。言つたことを下へ浸透して実行しなければ価値がないのだから、ひとつせひきれいな選挙にするために、峻厳な具体的な姿勢を、国民にわかるように行動に示してもらいたいといふことだけを希望しておきます。

○志賀委員長 山下榮二君。

○山下委員 ただいま島上君と総理との質問応答を拝聴いたしております、どうも総理は……○志賀委員長 山下君、御発言の途中恐縮でございますが、総理大臣の時間の都合がございまして、結論をできるだけお急ぎ願ひたいと思ひます。

○山下委員 それでは、冒頭に委員長にお願ひをいたしておきます。この前のときには私の質問の最中に総理は席を立たれましたので、なるべく簡潔に質問を申し上げたいと思ひますから、質問が済むまではひとつ質問をお聞きいただきたたいと、先にお願ひ申し上げておきます。

お聞きしたい点を要項だけ先に申し上げると、政党の近代化の問題、さらに、高級公務員の地位の利用と選挙違反の問題、これは先ほど出たおたのでございます。次に、地方首長が三選、四選、五選とだんだん重なるようになってきておりますが、こういう大きな、知事という権力を持つ者が十六年も二十年も権力の座に在るというところは、たいへんなことだと思ひますので、これに対していかうにお考えになつておるかといふことを伺ひたい、こう思ふのであります。冒頭に伺ひたいと思ひますのは、いま島上委員との質疑応答の中で、総理の答弁を聞いておりま

すと、どうも解散を行なうがごとく行なわざるがごとき様子がありまして、はつきりつかみ得ないのであります。しかし、あなたの總裁をしていらつしやる自民党の議員各位の行動は、おそらくこの秋解散というかまへの行動をしていらつしやることは、これは現実であります。さらに、政府のいまとつておられる施策を伺つてみましても、それとかがわれる節がないではないのであります。一例を申し上げますと、公共事業の繰り上げ支給等を盛んに行なわれることを宣伝されております。私は、こういうことは一つの選挙の事前運動のような感じもいたすのであります。へたをいまして、これは土産業者等々の関係から違反等が生ずる危険もなきにしもあらずと、私はかように考えておるのであります。

もう一つ私が伺つておきたいと思うことは、選挙法の改正というものが、いつも選挙前に行なわれるのが通例のようなことになつてしまつておる。いま総理は、選挙というものはきつめて重大な、わが国民主義政治発展の上に重大な問題であるから、慎重に取り扱つていきたい、こういうことをおっしゃつたのであります。選挙直前に選挙法の改正等が行なわれまうと、その選挙法規というものが国民の間に周知徹底しかねる節もなきにしもあらずでございます。かような点等にかんがみまして、もう少し政府は親切に、国民に選挙法の精神、選挙法の改正等々がわかりやすく、あるいは相当の期間を置いてこれを取り扱うというものが、政府として国民に親切なゆえんではなからうか、こう思うのですが、この点について総理のお考えを聞きたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣　ただいま山下君からお尋ねであります。三つばかりの項目、これは後にお尋ねがあると思ひます。ただいまのお尋ねになりました二点についてお答えしたいと思います。

先ほどの島上君と私の質疑応答で政府の考え方がおわかりだつたらうと思ひます。しかし、どうも政府の考え方はまだもう少し不徹底だということ、どう言つたら皆さん方納得されますか、

すでに私自身が考えていないということを申し、また週日六者会談これは自民党の首脳会談でございますけれども、その席でも、年内解散は考えていない、こういうことをはっきり言ひ、こういつて実ははつきり申しておるのであります。これは外へ出した公式な声明の初めのものであります。これを信頼していただくに限りにおいては、どうも政府の説明のしようがないのであります。でありますから、ただいま、選挙は必至だ必至だと言われまうけれども、ただいま政府並びに自民党としては、そういうことを考えていない、このことを重ねてつけ加えておきます。

それからもう一つ、公共事業費の繰り上げ支給、これをやつてゐるから選挙は近いのだ、これは実はたいへん私は思ひもよらなかつたのであります。実はいまの不況克服、そのためにとにかく公共事業費を早目に使ひ、そのことが効果があるゆえんだ。これを考へましたのは、昨年の七月にいろいろな施策をやりましたが、これが下部にまで浸透するのがなかなか日数を必要とする、こういうことは経験済みであります。昨年の施策が秋口もつと早目に効果があるだらうかと思つたら、これが非常におくれなかつた。これは主として事務的にそこまでついでいけなかつた、こういうことであります。この苦い経験を生かして、ひとつ今度はずいさういうことのないようにしよう、だから早目に、実際の公共事業費の使ひ方を見たい、契約ベースでいままでの例は三〇％あるいは四〇％、その辺が落ちであります。そんなことじゃ困る、少なくとも契約ベースで六〇％、こういうことにしよう、こういうことで各省を奮勵いたしました結果、大体七〇％の契約ができるようになった。そうすると、これで材料注文、いわゆる工事は動かなくとも、金融もそれをつくうに需要の喚起ができるし、金融もそれをつくうに

なりますから、よほど動き出して明い感じを持つ、これが経済不況克服の一番有効な方法だ、かように実は思つてやつたのであります。この点は、皆さん方はすぐ何もかも選挙に結びつけてお考え

ですが、これは政府の予期しない、はからなかつた点でございますから、誤解のないように願つておきます。

次に、選挙法の改正の問題であります。いつその時期がこうなる。ただいま言われまうように、選挙法自身がそういうような回り合わせになつておるかと思ひます。今回のものにいたしました、諮問をいたしましたのは二年前であります。それが半年ぐらいたつて結論を得れば、これはもう早い時期に選挙法が改正されたかも知れなう。しかし、もう二年たつてもまだ最終的結論が出ない。今月は最終的な結論を出したい、かように審議會では申しておりますけれども、今月はたしかに出ますか、これはもう皆さん方のほうが審議會の状況等についてはよく御了承がいつておると思ひます。そういう点で、必ずしも選挙と結びつけて選挙法の改正だとは思ひません。この審議會にかけた選挙法の改正は、そういう意味で選挙に關係はありません。

それからもう一つは、私が各党の皆さん方をお願いをしてゐるのは、もうあらゆる機会に、選挙が公正になるように、金のかからないように、そういうことで絶えずこの審議會をされておると思ひますが、しかし、その審議會された結果が、やはりなかなか時期等におきましても各党が熱意を示さない、こういうようなことで、選挙の公正なことを希望するといふ意見はあらゆる機会に出ますけれども、いざ實際問題となると、私が先ほど聞かれたわけでございますが、具体的にそれじゃ今回これだけのことをしておいて、もう準備を整えておこうとか、これから先に行なわれる選挙に備えよう——これはひとりで国会議員あるいは参議院議員ばかりではございませんで、地方選挙におきましても同じことが言われるわけでありまして、恒久的な施設あるいは制度がどうしても必要だ、かように思ひます。今回この委員会が審議されておる永久選挙人名簿、選挙権の問題、これなども、これはもう平素からこういう準備をしておかないと選挙の公正は保てない、こういうことで

自治省で特に意見をまとめた。これなどは、おそらく皆さん方各党ともとにかく御賛成のいく、むだを省いてそれとして正しい選挙人名簿をつくるというのですから、これはいいことだと思ひます。しかし、先ほどの島上君の質問にもありましたけれども、お互いに各党の立場等もあり、共通の土俵を設けることになかなか難点がそれぞれあるようであります。しかし、平素問題のないときに十分審議を尽くしていただいて、そうして公正な意見がそういう際にかえて出て出やすいのではないかと私は思ひますので、選挙法の改正などは、選挙に結びつかないそういう時期にむしろ公正なものが出てくる、かように私は考へるのであります。過去におきまして、どうも時期的にこういう点が誤解を受けるようなことがありましたことを残念に思ひます。

○山下委員　討論ではございませんから、別に総理に反駁しようとは思ひませんが、公共事業費の繰り上げ支給等は、各自自治体で受け入れがなかなかさううまくいけるかどうかということも心配をいたします。さらに、さうして景気挽回の人氣をあつておいて政府は解散というところまで持つていくのではないかと、こういうのが一般の見方でありまうから、そのことを一つ申し上げたかつたのであります。それ以上は申し上げません。

それでは、いま総理は選挙制度審議會のことを申されておつたのですが、選挙区制を改正してほしいという諮問をされたというこの原因は一体どこにありますか。現在の中選挙区制の弊害、その問題は一体どこに一番ガツンがあり、どこが一番欠点があるのか、これを直さなければならぬというのを何かお考えになつて区制の諮問を出されたものと思ひますが、そのお考えのほどを伺いたしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣　私はこの諮問をいたしたときの総理ではないのでございすが、どうも選挙がだんだん進んでくると、政党本位の選挙であることが望ましい、こういうところから、そういう意味で何かふらはできぬだらうかというのが最

規定もあるのをごさいます、いまあらわれているような大きな選挙違反等々から考えましても、適当な党幹部としての指導責任を感ずる、こうおっしゃっておりますから、これは法律等でそれぞれ何らかの規制をすることが必要ではないか、こういうこともむしろ考えていくべきではないか、かように思っておりますのであります。重ねては申し上げます。

次に、先ほども申しました地方首長、知事、市長等々の三選、四選、五選、こういうことに対していかようなお考えをお持ちでありますでしょうか。アメリカの大統領は、御承知のごとく三選禁止の規定がございます。大統領は非常に大きな権限を把握されていることは御承知のとおりであります。わが国の都道府県知事におきましてもそのとおりであります。建築の認可から、ふる屋、散髪屋、一切の権限は知事にゆだねられている。こういう大きな権力の座に少なくとも十六年も二十年も居すわつておられることは、私は、マイナスこそあれ、決してプラスにはならぬ、こういう考え方を持っておりますのであります。一体総理はこういうことに対していかようなお考えを持っておりますか。私が調べたところによると、すでに現在三選の知事が九人おられます。四選の知事が七人おられます。五選の知事が一人おられます。市町村長等については申しませんが、市長等においては、数多くの四選、五選という市長がおられます。この弊害というものはお考えにならぬか、その辺を伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 山下君は、ただいま高級公務員について、私と同じ考え方をしておられます。私は、これは弊害におちいりやすい、そういう意味の規制がもしできれば、たいへんけっこうだと思ひます。

ただいまは、多選の地方自治体の長の問題についての率直な御意見が出ております。ただいままで私も、結局、選挙は国民あるいは市民、自治体の住民がきめるんだ、ただいまのように、弊害が非常に出てくれば、そういう人は選挙されぬだ

ろ、こういうことで、多選を制限するということには実は反対してまいりました。そうしてこれが自由民主党だけの主張のように実は思つていたのであります。が、今回京都府知事が五度目の立候補をしておる、こういうことになりましたと、佐々木委員長も出かけて、どうも人間の問題じゃないか、また治績の問題じゃないか、こういうことを言つておられて、いわゆる形式的に、五選はいかぬとか、四選はいかぬとか、三選まではいいとか、こういう議論はあまり形式的に過ぎるんだというふうな意見を述べておられるのを新聞で見ました。そういうところから見ますと、これは各党とも、どうも多選について、長期に一つの政権が続くこと、これは好ましい方法ではないが、しかし、必ずしもそれはその長だけが責任を持つものじゃないんだ、こういうふうな結論に実は感ずるおのりです。し、ただいま御指摘になりましたように、公務員について多選を防止するような制約までひつと考へたらどうか、こういうふうなことでありますから、多選知事、多選市長、当然、長期にわたつてその権力の座にあると、本人はつづいても、またそれを取り巻く者等がいろいろな問題も起こしやすいのではありませんか、こういう点、よほど嚴重にみずから戒められることが必要だ、かように思ひます。制度上の問題として、三選はいかぬけれども四選はいかぬという、一体それはどういうようなことだということになると、なかなか理屈はつきかねる。三選まではいいが四選はいかぬ、ちやうどそれと同じように五選につきましても言へると思ひます。なかなかその限度を設けることはむずかしいでしよう。だから頭から理屈なしに形式的にきめてしまふというの、一つの方法かと思ひますが、しかし、わが国の法制ではそういうことはとつておりません。また、これは憲法上も問題があるかのようにいわれておりますから、こういうことはよほど慎重に扱わなければならぬと思ひます。問題は、やはり選挙ですから、住民投票、

それが決定するんだ、だから、権力の座に幾らありましても、それが都合なことをし、非常に腐敗しているというふうなことだと、住民は選挙しない、選挙の機会にこういうものがためられると、いいですか、訂正されるというふうに考えると、今日、そういう意味でも、選挙が正しく明るく、金がかからないで済まなければならぬ、かように私は思ふのであります。ただいまこの五選問題その他について具体的にどうという結論は出ておりませんが、私は、どうも住民がきめるものじゃないだろうか、かように思つております。

○山下委員 それじゃ時間も参つたようでございますから、最後に、一言だけ私の意見も申し上げて総理の御意見を伺いたいと思ひます。

選挙制度というものは、いまおっしゃる通りに、金のかからない、きれいな選挙をやらなければならぬ、こつと申しておられます。それが選挙制度審議会にかかつていろいろ議論されていることは、御承知のとおりでございます。そうなければならぬと私は思つておる。そこで私の党では、いまの選挙制度の改正ということに對しましていろいろ検討も加えてまいつておりますが、泡沫候補あるいは金のかかる選挙、こういうものをどうして除去するか、こういうことを考へまして、一回の選挙に金の費用が十億も九億もかかる、こつと申しておられますので、そこで私は、供託金制度というものを廃止して、ここに公営選挙というものを大幅に拡充いたしまして、供託金ではなくして公営選挙費用の分担を候補者みずから行なう、こういうことで、いわゆる納付金制度というものを考へたらどうか。額等についてはいろいろ議論がございまして、それから、それ相当の納付金制度ということにして、そうしても一つは、選挙管理委員会というものの機構をもう少し拡充強化いたし、これの権限というものをよりつぱにしまして、選挙に際しましては、選挙のポスター、演説会場の設営その他の業務は、全部選挙管理委員会の機構を強化してその事務局が担当する、候補者は演説と文書活動に専念する、そうして金との因縁

を断ち切つていく、こういうことにしていきたいです。ならば、いま総理の言われる、きれいな正しい公明な選挙が行なわれる、私はこういうことになつてくるんじゃないだろうかというのを考へておるのではありません。そのことを最後に伺ひ、先ほど島上君から塚田知事のことについてはお話がありました。自民党総裁として、自民党の公認候補として立候補せしめられた新潟県知事というの、道義的にも自民党自身がもう少し深く反省すべき問題ではなからうか、こつと考へておるのではありません。この選挙公営についてのお考えのほどを伺いたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど申しましたように、選挙制度審議会が全般的に取り上げておることだ、かように思つておりますので、ただいま私とかく申し上げない、これはもう山下さんの御意見を伺わしていただくだけで、答弁はひとつ保留させていただきます。

○志賀委員長 これにて内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

○志賀委員長 次に、公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。知和君。

○知和君 先ほどわが同僚議員の島上委員から、自民党の総裁、政府の総理としての姿勢の問題に關連いたしまして、新潟県知事選挙における二十万円ずつの事前買収の件についての不起訴処分の問題が提起されましたが、時間がありませんので、総理に對してはそういう立場から質問をさせていただきます。さらに私はこの問題につきまして法務大臣並びに刑事局長にお尋ねをいたしたのであります。

この塚田知事の二十万円で元事件は、いままで日本の政治史上かつて見ない、驚くべき事件だったと私は思ひます。ともかく、現職の知事が、自民党の議員たち四十二名に對しておのおの二十万

円、人によつてはそれより多い格づけをされておつたという話もございますけれども、最低二十万円といつても、一千万円に近い金額を、自分のところから出したかどうか分かりませんけれども、いままでも県政に御尽力をいただいた謝礼であるといふことで贈つたといふこと、これは塚田知事の供述がそれなつておる。とにかく贈つたことだけは塚田さんも認めておる。また、受け取つた四十二名の方々も認めておる。しかも四十二名の議員の人たちは、選挙に関係をして贈つていただいたものと思つたといふことを申しておりますけれども、今の塚田前知事は、あくまで在職中の、この前の任期中のお礼だ、こゝろ言ひ張つたといふ。その結果、証拠不十分といふことで昨日不起訴処分

の決定をしたといふことで、地検の検事正の伊尾さんからそれが発表された。非常に驚くべきことでありまして、このことにつきましては、新潟県民はおろか、全国民がひどく割り切れない気持ちを持つておると私は思う。技術的になるほど証拠不十分といふようなこと、いろいろこれから陳弁されると思ひますけれども、何といつても、一人当たり二十万円ですよ。この二十万円の金が、単なる、県政に尽力してくれた、手伝つてくれたお礼だといふ言ひがけられるはずがないわけでありまして、ところが、そう言つて言ひのがれたといふことです。したがつて、その自白の供述がとれなかつたから、不起訴にせざるを得なかつた、白か黒かよくわからない、灰色の事件だ、こゝろいふふうに伊尾検事正は言つておられます。しかし、この問題はそういうことくらいで片づけられるような問題ではないと思ひます。疑わしきは罰せずといふことがございます。したがつて、検察陣といつても、疑わしきは起訴せずといふことがその前提として言われるべきであらうけれども、事によつてはそれはいかないと私は思ふ。こゝろして県民、国民がひどく注目をしておる事件のごときは、もし技術的に若干証拠が足りないと思つても、やはりあえて起訴をして公判廷において白黒をつけて、それで国民の批判をまづ、こ

ういふことが正しいのだと思ふのでありますけれども、突然としてきのうそういう発表がなされた。

その件についてお尋ねをいたすのですが、この事件は、そもそも、御承知でもありませんが、この前の知事選挙におきまして、自民党の中が二つに割れて、社会党の推薦する候補者を自民党の一部の方が推された、こゝろいふ関係から、その選挙をやつた人々が、このお金をおかしいと思つて、問題になると困ると思つて返したといふことが端緒になつてこれが明るみに出て、それで社会党のほうで告発をいたしたのがこの端緒であるわけでありまして、この事件につきまして、こゝろいふ結果になつたのでありますけれども、どうもこの問題については政治的な圧力が相当検察陣に加つたといふやうなうわさがあるわけでありまして、その点について、ある席上におきまして、検察庁の方で、もうこゝろ言つたからだといふやうなうわさがあることを言つた方があるやに私聞いておりますけれども、県民や国民は、やはりこゝろいふ問題に非常に関心を持ち、疑念を持つておるのであります。したがつて、この事件についてなぜ不起訴にしたか、伊尾検事正の談話が新聞には出ておりますけれども、さらに国会において、きのうのきょうでありますのでお忙しいと思ひましたけれども、この選挙法の特別委員会に法務大臣に出ていただきましてお尋ねをいたすわけでありまして、この席を通じまして、なぜ不起訴にしたのか、その点をまず法務大臣から最初に承り、こまかい点につきましてはまた刑事局長から何つてもよろしいと思ひますが、基本的にまず法務大臣からこの点の答弁をいただきたいと思ひます。

○石井国務大臣 たいだいまお尋ねの問題でございますが、この問題は、何度か前から国会においてお尋ねを受けた問題でございます。そのたびに私にお答えしておつたのでございまして、この告発が行なわれまして以来、新潟の検事当局におきましては、鋭意この問題の証拠を集め、各方面の調査に従事いたしました。いままでも時を費やしまして、あまり長くなるので、何かその間においていろいろあるのではないかとさへ言われたのでございまして、それほどたくさんの方がこれに関係をいたし、その間にいろいろ発言もさまざまにあつたりするやうなこともあつたやうでございます。取り調べに時間を要し、またそれに補充的な取り調べの必要も起つてくるというやうなことで、だいたい時がかつたと思つたのでございまして、検察局の立場をいたしましては、いつも検察陣がとつております態度、厳正にして公平なる態度といふものを一日も乱したことはないと思つておるのでございまして、また、これに對しまして政治的な何かの圧力が加つたのではないかとこの問題につきましてもよくお尋ねを受けたのでございまして、これはこゝろいふことは絶対になかつたと思つております。私の知る限りにおいては、ないのでございまして。私自身がこゝろいふことに働きかけたことも全然ないといふことを、この機会にまたあらためてはっきりと申し上げておるのでございまして。

この塚田君の問題でございますが、昨年十月にこの告発を受けましてから、いろいろ調べまして、たいだいまお話しのように、大体二十万円見当、四十二名の者に対して贈つたといふ事実ははっきりしておるのでございまして。これが、昨年十一月行なわれまして知事選挙に関する選挙運動報酬の趣旨で行なわれたかどうかといふことが問題点でございます。その点をつかまえてつと追及いたしたのでございまして、断定することはどうして、困難な状態でございます。したがつて、公職選挙法違反をいたしまして公訴を提起いたしまして、これを維持するに足るだけの証拠がないとの結論に達したので、去る四月十一日、犯罪の容疑不十分の理由で不起訴処分を付したわけでございます。その経過その他については、できるだけ詳しく申し上げることがいふと思ひます。これは刑事局長から申し上げます。

○畑委員 法務大臣から、いま概略の御説明、御答弁がございましたが、ほかの四十二名の人たち、いわゆる金を受け取つた方々は、選挙に關していただいたものと思つて言つておる。ところで、知事のはうは、最初から終りまで、県政に御協力願つた一般的なお礼である、報酬である、こゝろいふような答弁をしておつたやうでありますけれども、知事は、ノイローゼかなんかで伊豆のほうへずつと行つておつた、こゝろいふ話でございまして。こゝろいふ場合に、片方でこゝろいふた選挙に關してもらったものだといふやうな自由をいたしておる場合に、片方も身柄拘束をしなければ、なかなか真実をしゃべらぬものである。それを、塚田知事の身柄は全然拘束をしてない。呼ばれ来るから拘束はしなかつた、こゝろいふやうなことを地検の検事正も言つておりましたけれども、身柄拘束は原則です。もちろん、原則であることはわかつておりますけれども、こゝろいふ事犯で、そのためにこゝろ不起訴にせざるを得ないといふやうなことであるならば、なおさら、身柄を拘束をしてそして真実を糾明するといふことが必要であつたと思ひ思ふのであります。この点につきましては、身柄拘束をさせないといふやうなことを高検あるいは最高検のほうで指図をしたのか、あるいは地検だけの考えで身柄拘束をしなかつたのか、その辺をひとつ承りたいと思ひます。

○津田政府委員 塚田前知事の身柄拘束の要否の問題であります。もとより御承知のとおり、捜査は任意処分によることを原則とするわけでありまして、ただ、逃走のおそれがあるとか、あるいは罪証隠蔽のおそれがある場合、その他一定の理由がある場合には身柄拘束をいたすたてまえになつております。これは今回の事件に限らず、一般的にさうであります。特に塚田前知事につきまして、同人が選挙後の疲労等のために伊豆等で療養を続けた、あるいは入院したといふやうな事実が長く続いておりますのみならず、その間に関係証拠も相当収集することができまして、塚田前知事も検察当局の取り調べにもそのつど応じておりましたので、諸般の事情に照らしまして身柄拘束の必要性は認められないという判断から、強

制処分をするに至らなかったわけでございます。これはもっぱら現地検査当局の判断によるものでございます。

○畑委員 身柄拘束が原則であることはわかっておりますけれども、しかし、われわれが扱っておる事件などにつきましても、身柄を拘束しないでもいいと思うようなものを、どんどん身柄を拘束しているのです。しかも、一人頭二十万円を贈った知事は、ノイローゼだということ、ただ簡単な、町医者かなんかの診断書なんかで済ましておるといふ、それが私にはわからない。こういう場合には——総額一千万にもなるんですからね。だから、やはり厳としてそういう立場で貫くべきだったと私は思うのです。そうしなければ、いらいしやいというのでは、なかなかほんとうのことは申しませんよ。もうちゃんと知り尽くしている千軍万馬の人だから、そういうのはやはりびつとやるべきだったと思う。やらないから、とうとう最後まで言いがれた。結局その自白が少しも得られなかったということが、今度の不起訴の場合のキポイントだ。どうもそんな感じがするのです。それならば、ほかの事件につきましても、検察庁は今後も身柄拘束が本則であるという立場を完全に貫いてもらいたい。それが貫いてない。私、弁護士として活動しておりますが、ずいぶんそういう事件が多い。つまらぬ事件で、逃げも隠れもしない事件で身柄拘束しておる事件がたくさんあるわけですね。そうでなくても、一千万円の金を贈ったという点に關しては賄賂になるでしょう。私は、選挙違反にならなければ、少なくとも賄賂になるんじゃないか、こういうような感じがします。しかも金額は二十万。この金額の二十万というのが何としてもキポイントだ。一人頭二十万というのが、県民も国民も納得できぬ一つの大きなポイントだと思ふ。こういう点にもう少し厳然たる態度がほしかったと思ふ。

それでは、その次に申し述べけれども、どうも新潟の地検のほうでは、伊尾検査正あるいは丸物次席検査、こういった人たちは、私も一度会いま

したけれども、非常に積極的にこの事件は糾明をいたしますという事で、われわれもその熱意を買いました。確かにそういうつもりでやっておったと私は思う。これは珍しいケースだということ、私も敬意を表したのであります。相当やっておったことは間違いないと思ふべきで、どうも今度の場合には、検察一体の原則といひながら、その検察一体の原則が、私は悪い方向に使われておるといふような感じがしてならない。最近最高検はいろいろな政治的に動くようになったように、われわれ、いろいろなことでそんな感じがいたしておるのではありません。なるほど、これはこの前の造船業の指押権発動の場合とは違ふ。石井さんが、そういう指押権を発動しているとは私も思ふのですが、そういう意味でなくて、造船業の指押権発動の新潟版だ、こうわが党の成田書記長も言っておりますが、そういう意味で、検察陣中間での検察一体の美名に隠れて——地検のほうでは、何とか起訴しようということがあるばつたやうであります。それなのにこれが受けられなかった。その理由は、証拠が足りない証拠が足りないということだった。地検では、どうやらこれで起訴できる、こう思っておるのに、上のほうで、これではだめだ、やり直せ、これではだめだ、またやり直せ、こういうことで、最後には、相当時間をかけた上で塚田知事がやめた。そこで不起訴にした、こういうような感じがきわめて強いのでございますけれども、こういう指押権発動的な、検察一体の原則に隠れたそういう態度が見えるのであります。その点は、あなた方は、言われても、そうだとおもうような返事はできないと思ふのですが、そういう気配はなかったかどうか、承りたい。

○石井国務大臣 私が知っておる限りにおいて、そういうことは一つもなかったと思ふのであります。この問題につきましても、こういうふうにしよ、ああいうふうにしよというふうなことで、差し出がましき、いままの政治的心持を保持して指押をしていくというふうなことが最高検のほうにあったような空気を私は一向察知いたしておりません。私はそれでございませう。

○畑委員 大臣としてはその答弁をざるを得ないと思ふのであります。、こういうものがそういうのはつきりした形で出るわけのものでもございませうし、何となく——何となくというのが一つの圧力でありまうから、これはそういうことを聞いても無理かと存じます。

そこで、今度知事が事前にやめる声明を発表した。それで、結局やめて、現在、選挙あした告示というところになっておりますが、その知事の辞職ということがこの不起訴と関連があるのかどうか、やめたことでもあるしということ、それも不起訴処分の大きな要素になっておるかどうか、その点を承りたい。

○津田政府委員 本件は、先ほど大臣が申しましたように、嫌疑不十分として不起訴にいたしました事件でございます。証拠を検討いたしました結果、嫌疑不十分であるという結論に達したわけでありまして、塚田前知事が辞職をしたということは、本件の処分には何ら関係はございません。

○畑委員 しかし、いまになるとそれは申しさすけれども、処分の決定がこれほどおくれたということがどうも解せない。私たち十二月に新潟へ参りました。そのときは、大体供述をうまいようになしなさい議員さんたちを捜査したとして、その結果は、趣旨に沿うような供述をしたようであります。そして塚田知事もその当時それまでに一回か二回喚問をいたしておる。したがって、おそらく一月の早々には結論が出るであらうというふうにならねども思ふとおつたのであります。また、地検でもそういうふうにしたというのを言っておりませんでした。ところが、延びも延びたり、ずいぶん延びたものだと思ふのであります。、こういう点は、そう延ばしているうちに塚田知事の辞意がおそろく表明されるであらう、そういうようなことになれば、ひとつそれも加味して不起訴にしてもたいした反発はなからう、こういうような見込みも相当あつておつたのではなからうか。補充捜査

補充捜査ということで二回はかりそういう会合があつたやうでありますけれども、それもあるかとは存じますが、補充捜査でそう長くかかるはずはない。だめなものはいつになつてもだめなもので、補充捜査によつてそんなにいい結果が得られるはずはない。あのときから私はおかしいと思つた。そういう点はいかがですか。関連はないと言つても、少しはあるんじゃないですか。

○津田政府委員 本件につきましては嫌疑不十分にしたことにつきましては、いかなる理由によるものかということになるわけでありまして、これはやはり問題は本件起因の趣旨の点であります。しかし、趣旨の点につきましては、非常に複雑な証拠関係がございまして、これはつきりと判断することはなかなか困難であるという事情があるわけでありまして。そこで、検査当局におきましては、この件について東京高等検察庁の指示を受け、あるいは相談をいたしたわけでありまして、その席でいろいろな議論が出てまいりまして、結局、さうに問題点の検討、補充捜査をいたさなければ事の真相をはつきりすることができないというふうなことから、時間的に延びてまいりましたわけでございます。新潟地検から東京高検に指示を受け、ないしは相談に参りましたのは、二月上旬の終わりころの時期でございますので、やはりその後これだけの日時を要することはやむを得ないことでありまして、また、不起訴決定書の作成等につきましてもやはり若干の日時を要することは当然でありますので、こういう日時の結果になつておるわけでございます。

○畑委員 この問題については、末端の地検等では非常に熱心に熱意を込めてやつた。ところが、どうも高検ないしは最高検のほうでそういう政治的な意図もあつて、技術的な公判維持というやうなことの名目に隠れて、じわりじわりと、それでないような方向に押しつけてまいつた。そこで、地方の検察陣にいたしては、とてもこれではわれわれまじめにやっておるやつはつとまらぬといふことで、職を賭してもというふうなこともあつた

やに私は漏れ承っておるのです。そういうことを聞くにつけても、私は、やはり検察庁はもつとも検察の尊厳をかけてやるべきだと思ふ。先ほど最初に私申し上げましたが、疑わしい点はある。あるけれども、これは問題になった事件、一人頭二十万円という、四十二名に対し、選挙に關してあるいは県政に關して御苦労だったという名目で二十万ずつ出したという相当な金額の問題、こういう問題についてはやはり起訴をして、無罪なら無罪でいいじゃないか、国民は、そうすれば、裁判官のほうが検察よりよもつといふ段階では信用するのです。検察も信用しますが、今度の場合などでは、私は一般の人は信用しないと思ふ。そういうことを隠さずに、むしろ裁判のほうに出して、そこで黒白をつけてもらふということが必要でなかったかと思ふ。それに關連して思ひ出されますのは、われわれ国会議員の仲間でありまする参議院の亀田議員は何か名かの国会内での事件、あの事件などは一番で無罪になっておる。ところが、それに対して検事控訴をされた、こういうようなこと、結局最後にはやはり無罪になりましたが、こういうことについてはきわめて熱心にやる。もういいかげんにあきらめたらよさうなのに、検事控訴をやる。ところが、こういう事件について国民の疑惑がまだ相当深く残つておるのに、あえて起訴をしない。こういうことが私は検察の尊厳に大きく關係をしてくると思ふ。そのために私は言つておるのであります。一々こういう点について答弁をしろと言つても無理かもしれぬけれども、私はどうしても国民と一緒にこの問題については割り切れないものがある。その点、国民がどう思つておるだろうか。その点はどうか、法務大臣、私はそういう割り切れない気持ち、国民も相当割り切れない気持ちを持つておるのです、法務大臣としては——法務大臣としてではなくて、一般の国民としての立場でもいいから、あなたとしてどういふ感じがいたしますか。

○石井国務大臣 この事件が発表されて、新聞等で伝えられ、またいろいろなところでこれが

論議されるだらうと思ひますが、私どもに聞く人があれば、私どもの答へ得る点には、はっきり答へ得る点だけは答へるつもりでございます。それによつて判断されてどうなるかということでございますが、私は、検察当局の苦衷をずっと考えまして、こゝまで一生懸命調べていろいろ結論しか出せなかつた長い間かかつて、公訴を維持するにどうしてもそれ以上でできなかったのだ。それだから、証拠不十分をもつて、これを公訴しそのまゝ維持することができなかったのだ。これは国民もやむを得ざるものとして納得してくれるものと思つております。

○畑委員 以上で私は終わります。

○志賀委員長 堀昌雄君。

○堀委員 最初にちよつとお伺いをしておきたいのは、こういう事案の処分については、起訴、それから起訴猶予、不起訴と、こういう処分があると思ひますけれども、その起訴及び不起訴、起訴猶予の取り扱いの区分について、これは事務的なことでありますから、刑事局長のほうからお答へ願ひます。

○津田政府委員 検察官の処分を大分けにいたしますと、起訴と不起訴になるわけでございます。起訴につきましては、御承知のとおり、公判請求あるいは略式請求ということ、これは裁判所に処分を求める。それから不起訴のうちには種類がいろいろございしますが、犯罪事實は認められるけれども、起訴する必要までは認められないというものが起訴猶予である。それから今回の嫌疑不十分というもの、これはもちろん不起訴でございますが、これは公訴を提起するに足る嫌疑が十分でないというところでございします。その他、事實そのものは認められるけれども、そのこと自体はもう犯罪にならない、罪とならずというやうな処分もございしますが、大分けにいたしますと大体そういうことになるわけでありまして。

○堀委員 そういたしますと、今回の事案は、一般的に国民が受け取ります感じとしては、不起訴という、何か犯罪容疑はないものであるという

部分に該当するやうな理解のしかたが一般に行なわれておるわけでありまして、普通常識的には、何か起訴猶予というものが、犯罪容疑はあるけれども、公判が維持できないという判断、この判断は検察庁の判断だと思ひますけれども、このことは、事實としては疑わしいのだという問題が一つはつきりしておらないと、これは非常に国民として誤解を招くものになるのではないかと、私はこう思ふのです。ですから、法務大臣にお伺いをいたしますけれども、さつきあなたもお答へになりました、公判を維持する容疑不十分ということは、これは現段階としての皆さんの判断でありまして、これは容疑はあつた、ただし公判を維持するには不十分だ、こういうふうに私は理解をいたしたいと思ひますが、法務大臣の御答弁をいたしたいと思ひます。

○石井国務大臣 いろいろな点で、たとえば二十万円贈つたというやうなことは事實を認めておるので、この問題がどうであるかということでは一つの問題点になった。しかし、その容疑が不十分であるということでは不起訴になったわけでございます。容疑を起したのだから起訴しますが、容疑が不十分であつて不起訴になった、こういうことでございします。

「委員長退席、小川(平)委員長代理着席」

○堀委員 では、もう一つお伺いいたしますが、容疑があつたという事實は、どういふことであつたのですか。

○津田政府委員 本件事案におきまして、二十万円の金員の授受がありましたことは、これは明らかに事實であります。問題は、この金員の趣旨いかんということにかかるといふわけでありまして、そこでは趣旨いかんという問題につきましては、これを肯定するやうな証拠もございします。これを否定するやうな証拠もございします。その証拠關係は非常に複雑であります。そのほか、本件をめぐる事実としてあるわけでありまして、そういう情勢を

判断し、本件の直接の各種の証拠を判断いたしました場合に、本件の金員を渡した趣旨が、選挙運動のために渡したということを認定するに検察官としては足りないというふうに判断いたしました次第であります。

○堀委員 いまのお答へで、選挙運動のために金を渡したという趣旨を肯定する事實がある、こういうふうにおつちやいましたね。肯定する事實というのはどういふ事例でございしますか。

○津田政府委員 一々の証拠の内容を申し上げることは差し控へさせていただきますが、要するに、選挙運動の趣旨であらうと思つたというやうなことを供述している人もあるわけでございます。それらの供述については、後にいろいろそれが変わつてくるということもございします。その供述をしたときの状況から見ても、はたしてさうに思つたというのが真意であつたかどうかという点についても問題がある。すなわち、諸般の状況から内容に照準があつたのである。非常にこれを過小に評価して言つておる者もあつた。また、過大に評価して言つておる者もあつた。そういう点をして、全く千差万別である。そういうやうな点を判断して結論を出しておる。まあそればかりじゃございせんが、そういうことも判断の資料になつておるということでございます。

○堀委員 いまのお話は、受け取つておる人がみな実は政治家でございしますね。一般の市民でございせんから、そこで、政治家というものは、ある時点における発言が自己に有利であるか不利であるか、特に政治的な關係において有利であるか不利であるかという判断をもつてその証言が變つてくることは、私はあり得ると思ひます。あり得ると思ひますけれども、そういう場合に、検察側としては、当初の発言がやはり一番重要なのではないのか。一番最初に、それはそう思つて受け取つたというのを、必要がなければ言うはずがないわけでありまして、そう言つておるものがその後に変つてきて、実はあのときはああ言つたけれども、あれは間違つていたということを、

検査というところは、簡単に受け取られるので
すか。私自身、もう何ら意図せざる、ほんとうに
私としては無関係だと思われる選挙違反にかかわ
り合いを持って、これについては昨年の十二月に
大阪高裁で判決がおりましたから、この問題の処
理はつきまじったけれども、その経過の中を見ま
すと、もう私どもとしては常識で考えられないよう
なことを、警察で強制処分にして、そうして初
めてそういう強制処分には処された人々から、私ど
もとしては誘導尋問ではないかと思われるような
方法によって証言をとって、それが起訴事実とし
て起訴されておるといふ例は、選挙の關係では非
常に多いわけです。たまたまこの場合についてだ
けは皆さんはきわめて寛大に、当初の発言が肯定
しておいたのを、その後の事情によってそれが非
常に変更があれば、それもまた認める。私が特に
この問題をいま取り上げておきますのは、選挙違
反の問題が、その立場や身分や置かれていた位置
によって起訴、不起訴に処分の変更があるという
ことは、これはきわめて大事な問題だと思ってお
ります。われわれがこの委員会での問題を取り
上げておきますのは、何も塚田さんを起訴にし
ろとかなんとかいう問題ではないのです。検査の取
り扱いは少なくとも国民すべてに対して公平であ
るという原則が明らかにできていないと、しばし
ばそのために相当多くの者が、選挙違反の問題に
ついては問題のある処置のしかたが行なわれてお
るということが私どもの周囲にあるわけです。私
は、そういう公正を守るためには、ことに身分が
知事あるいは県議員であるような人たちににつ
てはきわめて重大だと思われ、特にお伺いして
おるわけですが、それでは、今後の選挙
違反全般について、当初に発言をしたけれども、
その後の事情によって発言に変更があった、その
他の事情を勘案してそれはあり得るということに
なれば、その場合には取り上げるということが、
一般論としてはつきりお答えをいたしたい。
○津田政府委員 供述の内容が真実な証拠として

用いられる場合につきましては、当初申ししたこと
あるいは事後に申ししたこと、あるいは中間に申し
たことというようにことによりまして、どうい
う法則があるかというところは、これはございませ
ん。全くこれは不規則なものであります。何が真
相に合致するかという問題に帰着するわけです。そ
で、当初は違ひを言ったが、中間に言ったこと
とが正しいということもございします。これはしば
しば経験するところであります。そこで、本件に
つきましては、十月二十一日の新潟日報、すなわ
ち、十月二十五日の告発以前にすでに新潟日報に
この種の内容が出ておる。本件の検査の取り調
べは告発後に行なわれた。そこで、もうすでにこ
の事実につきましてはいろいろなことが取りさ
されたというところは、当然考えざるを得ません。
したがって、第一回に検査側が取り調べまし
た際にかように言ったかというところは、
もうやはり一応影響を受けているという頭をも
つて判断をする必要がある。あるいは受けていな
いかもしれない。そういう意味におきまして、か
なりこれは事前に事柄の内容が外部にわかってお
りますので、非常に捜査に困難を来したという
ことがございまして、供述の真相を何であるかとい
うことを把握することが非常に困難であったとい
うのが、本件の特色でございます。
○堀委員 そういたしますと、事実を肯定した人
と否定した人とが——これの判断というのは、お
そらく、受け取った人たちがどう理解をしたか
ということが主になっているのではないかと
いう感じがいたしますので、一体その肯定をし
た人たちがいるのは、四十二名中大体どのくらい
あったのですか。
○津田政府委員 これは具体的事案の内容になり
ますので、人別と申しますか——人別はともかく
といたしまして、大体何人ということにはちよ
と申し上げかねるのでありますが、要するに、そ
ういふ運動の趣旨だというふうに思ったと言
う者も、しかしながら、中元だと思つたと言
う者も、いろいろな方はいらっしゃる。

なっております。しかしながら、その
ときは内容自体についてはほとんど触れられてい
ないわけでありまして、ただ、金銭の授受があつた
というところを、供与を受けた者がどう考えたか
という考えになるわけでありまして、その渡した
者との意思の合致というふうな問題になると、非
常に困難な問題があります。
「小川(平)委員長代理退席、委員長着席」
○堀委員 こういう事案が起きたときに、渡した
ほうの者が自己に不利な発言をするとは私ども思
われません。ですから、渡したほうの者が、選挙
のために渡したなどと言ふことが起きるはずはない
と思ひます。これは一般的なルールとしてそうい
うことはあり得ない。また、憲法は、自己に不利
な証言はしなくてもいいとなつていますから、そ
れははずす。そうすると、この判断とい
うのは、やはり客観的な事実に基づく判断でなけ
れば、いまあなたのお話のように、いろいろな事実
關係から御判断をなすつたと思ひますけれども、
受け取った者が、ともかくそういうふうなつもり
で受け取つたと言ふ者があるというところは、それ
が後にどうなつたかは別としても、いまだ議論
を進めれば、ほんとうはそういうものが一体ウエ
ーとしてどのくらいあつたのかということ、私
どもとして非常に関心のあるところなんです。た
だ一人だけがそういうことを言つて、四十一人は
みんなそうじゃないというのなら、話は別であり
ますけれども、複数がだれかがそういうふうな感
じで受け取つたということであるならば、そのこ
とは、やはり立証するに足る一つの事実ではない
のか、それを客観的にどう判断するかということ
が皆さんの一つの仕事ではないか、こう思つた
わけです。
そこで、もう一つこれに関連して何っておきた
いのですけれども、一体この四十二名約八百万円
以上にわたる金、この金は公金なんです。それ
ども、塚田さん個人の金ですか、あるいは政治的
な後援会その他から出ているのですか、この金の
もとはどこから出ているのですか、ちよつとそこ

をお尋ねしたい。
○津田政府委員 本件の供与されましたと申しま
すか授受されました金員は、塚田前知事の個人の
分でございます。公のものとは全然關係がござ
いません。しかしながら、その出所そのものは、
これはもちろん捜査してございますけれども、申
し上げることをご容れさせていただきます。
○堀委員 私はいまのお話のところが非常に重要な
關係があると思ひます。純粹に個人の金である
ならば、やはりその個人の金としての裏づけは、
少なくとも八百万円という金は、課税対象の問題
もありません。所得税その他の關係からずつと
押していけば、一体どこまでが個人の金であるか
というところはわかると思ひます。もし政治資金
として後援会その他から出ているとするならば、こ
れは明らかに選挙關係の費用とみなさなければな
らぬ。政治資金規正法との關係から見ても、それ
はお札に渡せる金ではないわけです。この点は事
實關係だから答えられないとおつしやいますけれ
ども、私は非常に重大な点だと思ひます。だか
ら、その金が何かは別としても、私がいま区分け
をしたような公金でないということになれば、純
粹に個人の所得に基づいてあつた金なのか、後援
会その他政治資金規正法に基づいて集められてそ
れから出てきた金なのかというところは、これはあ
なたお答えになつてしまふべきだと思ひます。
これは非常に重大なことですから。
○津田政府委員 本件は政治資金とは關係がござ
いません。
○堀委員 政治資金に全然關係がないということ
になると、今度は課税上の問題になります。要
するに、この問題は、そうすると一時所得その他
そういう形のものになつておるのかどうか、この
点をちよつと伺つておきたいと思ひます。私ども
はあとで国税庁に対して要求をいたしますから。
○津田政府委員 内容にわたりましたお答えをし
にくい点でありますけれども、ただいまの御質問
がそういう点にかかつておりますから——本件の
金員は借り入れ金であります。

○堀委員 わかりました。

その次に、私はもう一つ非常に心配をいたしてあります。自治大臣、よく聞いておいていただきたいのですが、この案件が不起訴になるという事は、一つは、今後こういうことを各地方自治体の首長、知事や市町村長が全国的に行ない得る道を開くことになると思うのです。これは公職選挙法上きわめて重大なことなんです。金を渡したの、県会議員の中の自由民主党の諸君だけに金を渡しておるわけです。全体の者に渡したというのなら、これは私は選挙に關しないと思います。

自民党も社会党もそういう各派の人に全部にお渡しをしたというのなら、たいへんお世話になりましたという意思のあらわれとみなしてもいいと思うのですが、残念ながら、これは要するに自由民主党の關係者だけに渡してあった。自由民主党の人たちだけにお世話になってるわけではないのです。そうでしょう。皆さん方、国会でわれわれがこうやっているときに、あなた、自治大臣として、法案の審議その他について自民党の議員だけに世話になっていられると思いませんか、それを先に自治大臣のほうに伺っておきます。

○永山国務大臣 皆さんのすべての御後援をいただいております。

○堀委員 私、そりだろりと思うのです。議会というものは、なるほど立場の相違はいろいろあります。立場の相違はありましようけれども、要するに、首長である人たちの立場から見れば、やはり協力を得ていないという事にはならないと私は思うのです。それなら、お札をするという事は、全部にお札をしなければおかしいじゃないですか。自由民主党の人たちだけにお札をするという事はどういふことでしょうか。これについては法務省はどういう見解で理解をされますか。

○津田政府委員 本件金員授受の趣旨につきましては、結局、運動報酬であるという嫌疑が不十分であるという結論でございますが、中元に際して、党人としての県政協力に対する感謝の意を表するということ意味であるという趣旨も弁解として出てお

るわけですね。そこで、それらの点につきましていろいろ検討いたしました結果、本件につきましては、これは選挙運動のためになされたものであるという容疑は不十分であるという結論を出さざるを得なかった、こういうわけでありました。

○堀委員 そりすると、これは法務大臣にお伺いをいたしますが、今後こういう事例が全国で起きたときに、法務省としての処置は、これは一つ前例になるわけですね。そういうことではないんですか。要するに、二十万円、三十万円という大金が、自分たちの選挙の前に、任期の終わりに、お世話になりましたというて渡されて、それでいいんですか、法務大臣。そういうことが前例になっていくと、あなたは政治的に御判断になりますか。

○石井国務大臣 塚田君は問題にならぬと思うて渡した金がこれほど問題になったのでありますから、こういうことが他山の石となって、ほかのほうでは今後気をつけるようになるだろうと私は思っております。

○堀委員 さっきの刑事局長の御答弁では、辞職は本件の処分に関係がないのです。はつきりしたわけですね。辞職が本件の処分に関係がない。辞職をなされたか。道義的、政治的責任だ、こういうことになってるわけですね。けれども、しかし、案件自体から見れば、辞職が本件の処分に関係がなければ、やってもかまわぬという事にはなるわけですね。道義的、政治的責任などと言われても、塚田さんは最初にやったからこれだけ問題が起きたけれども、これは不起訴処分なんだ、こういうことになって、辞職したの、あれは全然別個なんだ、それはかつてにやめたんだという事になれば、この次にこういう事実が起きていることに対しては、この場合何らそれを制止するということか、そういう力はないんですか。

私はその判断です。だから私も、選挙法の問題の取り扱いについては、その事案そのものの取り扱いは重要でありましようけれども、その後で起こると予想される一連のそのう行為に対しては、も何らかの歯どめがあるべきではないのか。取り扱いは、そういう意味では、私は、まあい

いろいろなお話の経過から、非常にむずかしい問題ではあると思えますけれども、起訴猶予が相当ではないかという感じがするわけですね。そうやっておれば、これは場合によつては起訴されるおそれもあるということ、歯どめはかかるのではありませんか。私は起訴をしろという言い方をしておるわけではないけれども、このことが、これはもうやっても検察側は不起訴にするんだ、前例があるんだ、こうなつたのでは、私は非常に問題だと思ふ。おそれ、これから渡す人は、たいへんお世話になりました、これは何ら政治的に關係はござい

ません、お札でございますと言つて三十万円、五十万円の金を渡して、それも、いまお話を聞いてみると、借り入れ金だそうであります。知事になれば、在職中の問題もあり、いろいろありますから、各種金融機関は一千万円やその金はすぐ出しますでせう。そういうようなことが行なわれるという事は、これは私はゆゆしき問題だと思ふのです。法務大臣、その点についてどうお考えになりますか。私がここで申し上げておるのは、もしこのような事例がこの次に起きたときは、それじゃどうなるか。それはもうそのときの事案の關係だ、こうおっしゃるかもしれないけれども、少なくともいまの経緯の範圍から見れば、うまくやれば不起訴だ、こんなことはかまわぬのだという事が私はここで立証されたと思ふのです。法務大臣、いかがですか、これからこういうことを起こさないという保証がありますか。

○石井国務大臣 法の上で、法を守るという立場から嚴重にやつていくことが、私らのほうの立場としては当然のことである。また、政治家としてこういう問題を見ます場合において、こういうことがあつては問題を起す、こういうことのないように、そしてつてもつときれいな形でない、もしそういう金があるならば、こういうふうな問題の起こるような場合でないときにきれいな形でやるというふうな注意をする、そういうふうな、これはまあ各個各個人の良識、まあ世の中の声というものを聞きながら、みんなの良識に待つよ

りほか私は方法はないと思うのですが、そのくらいなことは、私はだんだんよくなつていくのだと思ふのでございますが、どうでしょう。よくなると思ふのです。このために、これをまねてのこととやりやつてやろう、うまい汁を吸つてやろうなどという事は私は出てこないと思ひます。

○堀委員 警察庁、入つておられますか。入つていませんか。それじゃいいです。私、ちょっとはつきり記憶はないのですけれども、岐阜県ですか、どこかで、やはり同じように、市長であつたか町長であつたか、やめる前に、これを見習つて金を渡したという事案を新聞で見た記憶があるのです。ちよつとつまびらかでないのですけれども、警察庁がいればわかるかもしれないのだが、そういう点については法務省のほうでは御記憶ありませんか。

○津田政府委員 法務省には何ら報告はございません。

○堀委員 今度の問題については、私はその判断は国民がすると思ひます。国民がすると思ひますけれども、さつき同僚議員が触れましたように、やはりこういう非常に疑いの多いものは一応起訴をされて、たとえ公判が維持できなくても、その判断は裁判にゆだねるべきではないのか。国民が非常に疑惑を持つておるようなものを、一方的に切り切れないものを国民が抱くのではないのか。そのことは、檢察というものの公正という立場から見ても、私は非常に遺憾だと思ひてゐるわけですね。公判が維持できなければ、容疑があるけれども十分だからやめるといふ問題は、問題のあり方によつてはないかと思ひます。この問題が将来に及ぼす影響、あるいは選挙というものの持つておる非常に複雑な内容、こういう事案に關しての内容等については、やはりその判断を裁判所にゆだねるという姿勢のほうが必要なのではないのか、私はこう思ひますけれども、そういう問題について重ねて法務大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

いろいろなお話の経過から、非常にむずかしい問題ではあると思ひますけれども、起訴猶予が相当ではないかという感じがするわけですね。そうやっておれば、これは場合によつては起訴されるおそれもあるということ、歯どめはかかるのではありませんか。私は起訴をしろという言い方をしておるわけではないけれども、このことが、これはもうやっても検察側は不起訴にするんだ、前例があるんだ、こうなつたのでは、私は非常に問題だと思ふ。おそれ、これから渡す人は、たいへんお世話になりました、これは何ら政治的に關係はござい

ません、お札でございますと言つて三十万円、五十万円の金を渡して、それも、いまお話を聞いてみると、借り入れ金だそうであります。知事になれば、在職中の問題もあり、いろいろありますから、各種金融機関は一千万円やその金はすぐ出しますでせう。そういうようなことが行なわれるという事は、これは私はゆゆしき問題だと思ふのです。法務大臣、その点についてどうお考えになりますか。私がここで申し上げておるのは、もしこのような事例がこの次に起きたときは、それじゃどうなるか。それはもうそのときの事案の關係だ、こうおっしゃるかもしれないけれども、少なくともいまの経緯の範圍から見れば、うまくやれば不起訴だ、こんなことはかまわぬのだという事が私はここで立証されたと思ふのです。法務大臣、いかがですか、これからこういうことを起こさないという保証がありますか。

○石井国務大臣 法の上で、法を守るという立場から嚴重にやつていくことが、私らのほうの立場としては当然のことである。また、政治家としてこういう問題を見ます場合において、こういうことがあつては問題を起す、こういうことのないように、そしてつてもつときれいな形でない、もしそういう金があるならば、こういうふうな問題の起こるような場合でないときにきれいな形でやるというふうな注意をする、そういうふうな、これはまあ各個各個人の良識、まあ世の中の声というものを聞きながら、みんなの良識に待つよ

りほか私は方法はないと思うのですが、そのくらいなことは、私はだんだんよくなつていくのだと思ふのでございますが、どうでしょう。よくなると思ふのです。このために、これをまねてのこととやりやつてやろう、うまい汁を吸つてやろうなどという事は私は出てこないと思ひます。

